

中央本部指令43号に対する水戸地本見解

JR東労組中央本部は、2019年5月9日「中央本部指令第43号」を發出し、東京地方本部・阿部正明執行委員長、八王子地方本部・金井正明執行委員長、水戸地方本部・黒澤執行委員長に対して、「第38回定期大会での制裁申請」「執行権停止」「組合員権の一部停止」「組合事務所および組合施設への立入り禁止」を全地本に指令した。

制裁申請の理由として①第45回定期中央委員会で否決された春闘方針をそれぞれの各地方委員会で地本の方針として提起して方針化し、組合の決議に違反した。②中央本部の許可もなく3地本名で職場討議資料の発行、要請書及び質問状の發出、見解の發出を行った。③討議資料の中に「パラノイア（偏執病）」と記述し、自らの主張に沿わない中央本部、地方本部に対し、誹謗中傷を行った。④討議資料に虚偽の事実を記載し、組合員の権利としての批判の自由を超え、組織に混乱をもたらした。⑤職場討議資料をHPで公開し、組織内外の不特定多数が閲覧できる状態をつくり、「真実の声」等による組織介入を助長した。また、一部の討議資料を他の地本・支部に数回におよび一方的に郵送し、組織に混乱をもたらした。⑥2019年5月8日に3地本連名で「再回答書」を發出し、中央本部指令第41号に違反する行為をした。としている。

私たち水戸地本は、3地本の委員長に対する制裁申請および執行権・組合員権一部停止に強く抗議するものである。

それは、本部指令第43号に関して「否決された春闘方針とは何なのか」「要請書および質問状、見解の發出に本部の許可が必要なのか」「討議資料の中で誹謗中傷した部分はどこなのか」「討議資料に虚偽の事実とは何なのか」「一般的な資料をホームページに掲載することの何が問題なのか」「これまでも各地方本部に郵送していたのに何が問題なのか」「指令41号違反の内容は何なのか」そして何より「どのような組織混乱がおこっているのか」今回の制裁申請の理由も疑問しかないからである。そもそも、職場討議資料を問題にするのならば、内容上の議論をすればいいだけの話である。全地本執行委員長会議ですら、「討議資料の何が問題なのか」と問いかけても、「これからも討議資料を送るのか、送らないのか」「決定に従うのか、従わないのか」など、内容上の議論を掘り下げることなく、形式的な議論に終始し、指令をもって統制処分をかけ、異論・反論を封じる本部の独善的な組織運営に組織人として甚だ疑問を感じざるを得ない。職場の組合員も、中央本部の姿勢に対して疑問と不信を抱いている。

2018年4月12日開催の第35回臨時大会は、本部規約第26条および第39条に違反した大会であることは周知の通りである。また、第36回定期大会も規約第26条違反であった。このように規約違反で開催されたそれぞれの大会での決定事項は無効であることは明白である。規約違反を意図的に繰り返している本部が、規約を持ち出して元中央執行委員長をはじめとした中執14名や、3地本の委員長を統制処分する姿勢は全く理解ができない。このような独善的な組織運営を目の当たりにするたびに、中央本部はどこを向いて労働運動をしているのだろうかという強い疑問と憤りを感じるのである。

私たち水戸地方本部は、このような中央本部による理不尽で不当な統制処分に屈することはない。今もなお職場では、会社からの不当労働行為や矢継ぎ早に進められている施策で組合員が疲弊し不安に陥っている。今こそ「諦めない・屈さない」労働組合の姿勢が問われているのだ。だからこそ、今まで以上に職場活動を強化し、組合員が最大の感心と不安を感じている「新たなジョブローテーション」に真剣に向き合い、組合員と共に、将来にわたり安全で安心して働ける職場をつくり出していく為に、水戸地本執行委員会は最先頭でたたかい抜く決意である。

2019年 5月18日
東日本旅客鉄道労働組合
水戸地方本部執行委員会